

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○藺浦委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 おはようございます。本日は、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。立憲民主党の階猛です。

今回の税制改正で、国税分で百八十億円ぐらい平年度で新たな税負担が生じるというふうになっております。

財務大臣に一般論としてお尋ねします。財務省は、国民に税負担をお願いする以上は、税を使うに当たって適正かつ厳格な手続を経ること、それから正当性と合理性のある理由が備わっていることが必要ではないかと考えますけれどもいかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 そのとおりであると思っております。

○階委員 それでは、果たして財務省自身が税を使う上で適正かつ厳格な手続を経ているのか、それから正当性と合理性のある理由が備わっている

のか、この点について確認させていただきたいと思えます。

これは予算委員会でも取り上げていますけれども、佐川元国税庁長官の公文書改ざんの指示が原因となって自殺した赤木俊夫さんの御夫人が起こした国賠請求訴訟についてなんですが、国が請求を認諾して国民の税金から一億一千万円も払いながら、佐川氏には国賠法上の求償権を行使しない、この判断を厳しく検証する必要があると思っております。

まず第一に、手続の点。十四日の予算委員会では理財局長は、請求認諾という判断をする際、財務省と協議をしたけれども、協議そのものの内容を記録した書面を作っていないという答弁をされました。これは皆さんにお配りしている資料のページ目の上段の辺りに書いております。

このことは、同じ資料の四ページ目、御覧になってください。これは公文書改ざんの問題を受けて、現在、財務省が職員向けに行っている研修の資料から抜粋したものです。一番上に書いていますけれども、「意思決定過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け・検証することができるよう文書を作成。」というふうになっていきますけれども、これに反しているとは私は考えます。

この点について、同じ日の大臣の答弁は、ページ目に戻っていただくと下段の方に書いてあります。大臣がおっしゃるには、財務省との協議の際に用いた被告第四準備書面に請求認諾の理由が書いてあるので、これをもって意思決定を合理的に跡付け、検証できるということをお答えになっ

ていますが、全外的外れだと思えます。この書面は、局長も答弁したとおり、財務省が財務省との協議の場に持っていったものであって、これは協議の前提となる資料です。協議でのやり取りを記載したものではありません。

改めて伺いますが、協議でのやり取りを記載した書面を作成しなかったことは極めて問題だと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 この点につきましては、先ほど、ただいま階先生から御指摘のありますとおり、さきの予算委員会でお答えをしたとおりでございます。

私どもといたしまして、訴訟において国の損害賠償義務を認めるに当たりまして、御質問にございます被告国第四準備書面にて財務省と協議を行っていたものと承知をしております。認諾に至った詳細な理由につきましても記載がされているところでございます。当該準備書面やその提出に係る決裁文書をもって財務省における意思決定過程や事務及び事業の実績を合理的に跡付けているものと考えているところでございます。

○階委員 今大臣、ページ目の下段の前の答弁をなぞるようなことをお答えいただいたんですけれども、いいですか、法案の審議になぞらえて考えますと、財務省との協議の場に持っていった文書というのは法案みたいなものですよ。その法案を基に協議を、審議をするわけじゃないですか、委員会でも、審議をして最終的に法案が成立するわけですよ。だとすると、今大臣がおっしゃったのは、あたかも、法案だけ文書があれば審議の記

録は要らないと言っているようなものです。おかしいじゃないですか。審議の過程が大事なんですよ。それを文書にしなかったら、何のための研修で言っていることなんですか。研修にちゃんと書いていないじゃないですか。意思決定過程を合理的に跡づけ、検証できるような文書を作成しろと言っているわけですよ。前提となる文書を作ればいいというものではないと思います。まさに議論の過程を記録しないとちゃんと言ったことにならないでしょう。おかしいですよ、大臣。官僚の言うことをそのまま言うのみにしないで、常識で答えてください。大臣のおっしゃっていることは、国会での議事録は要らないと言っているに等しいですよ。お答えください。

○鈴木国務大臣 訴訟において国の損害賠償義務を認めるに当たっては、被告国第四準備書面にて法務省と協議を行ったものでございます。

それで、法務省との協議でございますが、これは正式な会合ということではなくて、被告国第四準備書面を作成する過程で、両省の担当者間で随時相談をしていたものでありまして、したがって、法務省との協議の過程及び内容については結論のものとして当該書面に表れているもの、そのように考えております。

○階委員 全く納得いきませんね。そもそも、そんなないかげんな協議で意思決定すること自体というのがおかしいですよ。

加えて、資料の五ページ目を御覧になってください。これは、上の方に国家公務員制度改革基本法九条三号というところに色塗りをしています。

れども、「国家賠償法に基づく求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずること。」というふうにあります。これを受けた政府の決定が下の方にあります。一番下に「求償権の適正かつ厳格な行使」という見出しがあります。前段の方では、「各府省において、国家賠償法の求償に係る規定について関係職員に周知するとともに、求償権の存否を判断する体制、手続等を明確にする」というふうに書かれています。すけれども、これも前回、予算委員会でのやり取りで、全くなされてないということが理財局長は答弁されました。

このような状態で求償権の存否を判断する、それがふさわしいと言えるのでしょうか。そもそも、判断する前提となる体制が整っていないと思うんですが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 階先生から、国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の全体像についての指摘を、今御質問をいただいたところでございますが、そうした御指摘の点につきましては、各府省において適切に対応を図るべきものと思っております。

そして、その上で、私も財務省におきましては、まず、求償に係る規定について職員に対し周知するといったことは行っておりませんが、大臣官房等における関係職員においてはこの規定も把握した上で業務を行っているものと承知をしております。その上で、周知の在り方につきましては、今後も検討の上、これに努めてまいりたいと思っております。

また、求償権の存否については、訴訟を担当する部局において、必要に応じて大臣官房等の関係部局と協議の上、組織として判断することが通例であります。今後もこのように対応をさせていただきたいと思っております。

○階委員 いや、だから、これ、政府の決定でちゃんと体制や手続をつくれと言っているわけですよ。やっていないから問題じゃないかと言っているわけですよ。やっていないことは問題ないんですか、この政府決定を守っていると言っているお答えください、端的に。

○鈴木国務大臣 求償権の存否を判断する体制でありますとか手続等について財務省として文書として形にしたものはない、そういうふうに承知をしております。

その上で、決定は財務省が作成するものですが、財務省においては、訴訟を担当する部局において、必要に応じて大臣官房等の関係部局と協議の上、組織として求償権の存否を判断することが通例でありまして、そのような形で対応をさせていただいたということでございます。

いずれにしても、改善点があればそれをしっかりと改善していかなければならない、そのように思っております。

○階委員 改善点どころか、大きな不備があったわけですよ。不備がある中で、こんな求償権の行使、見送るといった判断をしたことが問題だと言っています。

もう一つ、手続的な大きな問題。これは、さつ

きの五ページ目の「求償権の適正かつ厳格な行使」の一番下のところに、「各府省における求償権の存否等の判断に当たって、必要がある場合には、法務省の「法律意見照会制度」を活用する」というふうになっていきますけれども、これを活用したのかどうか。前回、予算委員会で理財局長は、よく意味の分からない理由で答弁を拒否されました。ここは大臣にお伺いします。

この法律意見照会制度、活用したのかどうか、明確にお答えください。

○鈴木国務大臣 先生のおっしゃっていることは、予防司法支援制度と言ってもいいんだと思います。（階委員「現在はそのような名前だそうです」と呼ぶ）はい。

これを利用したか否かにつきましては、その利用の有無をお答えすると政府としての業務遂行に支障を生じさせかねないため、その答えを差し控えてさせていただきますということが、国としてそういう取扱いになっているということを承知をしているところでもあります。

○階委員・そもそもそういう取扱いになっているって、どこにそれがあつたんですか。その取扱いなんて私は見たことも聞いたこともないんですが、どこのどういう取扱いですが。文書で示してもらえませんか。

○鈴木国務大臣 私がそう申し上げましたのは過去の答弁からでございます。平成二十九年三月七日の衆議院法務委員会において、金田法務大臣の答弁であります。階先生から質問がございまして、それに対して、今のような質問だった

と思いますが、個別案件につきましては相対的に無条件で差し控えていたという趣意でございまして、そういう答弁から引いてきたところでございます。

○階委員 個別案件といつても、まさに税金の使い方が問われている、そういう案件なんです。いいですか。この求償権を行使しないことによつて、一億一千万、請求を認諾した金額、丸々税金から払われるんです。一億一千万という請求の認諾、過去の事例と比較して桁違いに大きな数字だということは、前回、予算委員会で法務省から確認しています。

いいですか。それぐらい大きなことを決めるのに、ちゃんとした手続を経ているかどうか。これは、我々、税金の使い方を監視する国会の役割があります。我々にちゃんと答弁する責任があります。これは本筋の話ですよ。ちゃんとした手続を踏んでいるかどうか、それが聞きたいんです。さっき言った支援制度、利用したのかどうか、お答えください。（発言する者あり）

○鈴木国務大臣 不規則発言はやめてください。○鈴木国務大臣 本件に係る求償については、必要に応じて国家賠償法の求償権に係る規定の解釈に関する法務省の専門的知見も踏まえまして、本件に係る事務を処理する所管行政庁として財務省において判断をしたものでございます。

○階委員 ちよつと今の答弁の趣旨が分からなかったの、確認させていただきます。今のは、この制度、ちよつと正式名称を私も覚えていないんです

が、過去でいう法律意見照会制度、これを活用したという意味なのか、活用していないという意味なのか、どっちなんですか。

○鈴木国務大臣 この制度を利用したということではなく、法務省の専門的知見を活用させていたということでありませぬ。

○階委員 専門的知見をどのように活用したんですか。

○鈴木国務大臣 国の内部におけます検討過程について、これを明らかにすると、国の内部の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法の不開示事由に該当すると考えております。詳細に申し上げることは差し控えたいと思います。

○階委員 今の答弁も官僚が書いたものを読み上げただけなんですかね。

過去に、森友案件については、まさに、土地の値引きについて、法律相談の文書を、最初はないと言っていたものが後から出てきたんですよ。情報公開請求に応じて、だから出せるんですよ。あるものは出せる。なければ、ないと言ってください。あるんだつたら出してください。どっちなんですか。

○鈴木国務大臣 文書でやり取りしたのかあるいは口頭なのかということも含めまして、国内部の検討過程に係ることでありまして、詳細に申し上げることは差し控えたいと思っておりますが、私が聞くところでは、先ほど申し上げました被告人国四号ですか、それと決裁過程に関わる決裁の文書、そ

のほかには文書はないということを知りておりません。

○階委員 さつきも言ったように、桁違いの求償権を行使しないという判断なんです。税金の使い方、これでいいのかということをもっと真摯に検討すべきじゃないですか。そもそも、文書がないという、それも素直に受け止められないんですけれどもね、過去に前例、前科があるので、皆さんがやったことは。

私は、財務大臣はそういったことには絡んでいないので期待しているんです。鈴木財務大臣はこの財務省の体質を変えられる人はいないから、今日は厳しくお尋ねしているんです。財務大臣の判断でこれは変えられます。協議の内容を文書として出してください。お願いします。

○鈴木国務大臣 出せるものがあればということですが、私の聞いているところによりまずと、この第四準備書面、それとそれに係る決裁文書のほかには文書はないということを知りております。

○階委員 驚くべき話で、こうした大事なことを文書に残さないで、さつき言った研修の趣旨はどこに守られているんですかね。おかしいじゃないですか。仏作って魂入れずとはこのことですよ。何にも改まっていけないじゃないですか、財務省の体質は。

私は、財務大臣に厳しく指導していただきたい。鈴木財務大臣しかいないんですよ、この体質を改められるのは。私は、鈴木財務大臣に期待しているんです。お人柄も尊敬しているんです。鈴木財

務大臣だからこそこれほど厳しく言うんです。お願いしますよ。こんないいかげんなやり方では、第二、第三の赤木事件が起きますよ。ちゃんとやってください。

大臣、こんないいかげんな手続で求償権を行使しないなんて言われたくないですね。これは手続的に大きな問題があります。求償権の行使をしないという判断をもう一遍見直す、これを約束していただけませんか。

○鈴木国務大臣 財務省の体質とかあるいは文書管理の在り方について、階先生から大変厳しい御指摘がございました。

財務省の風土を変える、また体質を変えることにつきましては、今秋池参与の下で一連の検証が行われまして、さらに、こうしたことの取組を継続させていきたい、深化させていきたいと思っております。

そして、不備のある点あるいは改善すべき点については、私としてもしっかりと改善をするようにしていきたいと思っております。

○階委員 時間が参りましたので、この続きはあしたの分科会でやります。ありがとうございます。

いという判断は、手続的にも実態的にもおかしいと思えます。

財務大臣、これはやり直さすべきだと思います。認諾はもう裁判上の手続だから動かさぬにして、求償権を行使しないという判断は間違っています。だと思えます。いかがですか。

○鈴木国務大臣 毎回同じ繰り返しになる部分がございますので恐縮であります。国家賠償法において、国が支払った賠償金について職員に故意又は重大な過失があったときは職員個人に求償することができると規定されております。

今回の訴訟においては、赤木さんが当時、森友学園案件に係る様々な業務に忙殺され、本省からの決裁文書改ざん指示への対応を含め、厳しい業務状況に置かれる中、国として安全配慮義務を十分に尽くせなかったことについて、国としてその責任を認め、認諾したものでございます。

一方、赤木さんに対しては、職員の業務負担を軽減すべく、人員の追加加配でありますとか業務配分の見直し、あるいはリハビリ出勤の開始のほかに様々な配慮をしたところでございまして、以上を踏まえれば、国として安全配慮義務を十分に尽くせなかったとして、重大な過失があるとは考えておりません。

したがって、国家賠償法に沿いまして、国には請求権は有していないと考えております。

○階委員 この点についていろいろ言いたいことはありますけれども、また別の機会に言うとして、最後に、藤井審議官のことについてもお尋ねし

ていきたいと思えますけれども、先週、渡辺委員が質問されていたことですけれども、官房長官、藤井さんの更迭の前提となった事実関係について調査結果はどのようになりましたでしょうか。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。今般、藤井敏彦元内閣官房内閣審議官について、処分につながる可能性のある行為を把握をし、現在、本人も含めて、事実関係の確認、調査を行っているところでございます。

○階委員 全く進展がないということですか、この何日間の間でも、更迭はされているわけですか。どういうことなんでしょうか。なぜ調査結果がまだに明らかにならないんですか、更迭したのに。教えてください。

○松野国務大臣 現在、事実関係の確認、調査を行っているというのは、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございますけれども、このような状況において、同氏に経済安全保障法制準備室長の職務を続けさせることは困難と判断をしたため、二月八日付で、派遣元である経済産業省に異動させたというところでございます。

○階委員 公務員の職務の執行に疑念が抱かれています。全体の奉仕者性であるとか、公正性、中立性に疑念が抱かれている。

とりわけ経済安全保障法制、今回の国会の最重要法案と言っても過言ではないと思えます。この法案の策定過程で不適切な事業者との癒着があったのではないかとこの疑念が持たれています。

調査結果を早急にまとめ、この法案の提出前に国会に出すということをお約束いただけませんか。

○松野国務大臣 お答えをさせていただきます。できる限り速やかに調査を進めさせていただきます。まして、事実が判明し次第、適切に対応させていただきます。ただきたいと思えます。

○階委員 法案の前に出していただく、不適切な関係がなかったのかどうか、これをしっかり調べて出していただくということをお約束いただきました。と思えますが、その点、確認させてください。

○松野国務大臣 先ほど申し上げたとおりでございますが、できるだけ速やかに事実関係を調査してまいりたいと考えております。事実関係が判明し次第に、適切に処理をして、対応してまいりたいと考えております。

○階委員 経済安全保障法制で、民間企業には機密を守れとか言っているわけですが、その守れと言っている張本人の人が機密を漏らしたんじゃないかというような疑惑であるとか、さっき言ったように、民間企業と癒着がある中で、そういう方々の便宜を図ったような法案を作っているんじゃないか、そういう疑念が持たれているわけで、この法案の審議をする大前提だと思えます。

ですから、これは法案を提出する前に、だってもう更迭しているんだから、更迭しているということはあるから更迭しているわけで、その理由をしっかりと文書にしてこの予算委員会に提出してください。

委員長、お取り計らいをお願いします。

○根本委員長 理事会で協議します。

○階委員 国交大臣にも来ていただいているので、

第九條 政府は、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 人事評価について、次に定めるところにより行うものとする。
 - イ 国民の立場に立ち職務を遂行する態度その他の職業倫理を評価の基準として定めること。
 - ロ 業績評価に係る目標の設定は、所属する組織の目標を踏まえて行わなければならないものとする。
- ハ 職員に対する評価結果の開示その他の職員の職務に対する主体的な取組を促すための措置を講ずること。
- ニ 職務上知ることのできた秘密を漏らした場合その他の職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合における懲戒処分について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置を講ずること。
- 三 **国家賠償法**（昭和二十二年法律第百二十五号）**に基づき求償権について、適正かつ厳格な行使の徹底を図るための措置を講ずること。**

出典：国家公務員制度改革基本法 条文 第九條 抜粋

7 基本法に基づくその他の措置

(1) 国家戦略スタッフ・政務スタッフ

国家戦略スタッフについては、内閣官房に「国家戦略局長」、「国家戦略官」、「内閣政務参事」及び「内閣政務調査官」を新設するとともに、内閣総理大臣補佐官を増員することとし、また、政務スタッフについては、各府省に「政務調査官」を新設することとする。

このため、「政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案」において、これらの措置を講ずることとしている。

(2) 政官接触に関する記録の作成、保存等

職員が国会議員と接触した場合における当該接触に関する記録の作成、保存等については、「政・官の在り方」（平成21年9月16日閣僚懇談会申合せ）の措置を着実に実施していくこととする。

また、行政過程に係る記録の作成、保存その他の管理については、関連する法律（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。平成23年4月1日施行）を含む。）に基づき、適切に行うこととする。

(3) 懲戒処分の適正かつ厳格な実施

懲戒処分の適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置については、各府省において、これまで公益通報処理ガイドラインの策定、懲戒処分実施手続の明確化等の体制整備、懲戒処分案件の公表等の透明性の確保等、様々な措置が講じられてきたところであり、今後においても、これまでに講じてきた措置を着実に実施し、懲戒処分の適正かつ厳格な実施の徹底を図ることとする。

(4) **求償権の適正かつ厳格な行使**

国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づき求償権を適正かつ厳格に行うため、**各府省において、国家賠償法の求償に係る規定について関係職員に周知するとともに、求償権の存在を判断する体制、手続等を明確にすることとする。**なお、**各府省における求償権の存在等の判断に当たって、必要がある場合には、法務省の「法律意見照会制度」を活用することとする。**

出典：「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について」
平成23年4月5日 国家公務員制度改革推進本部決定 より抜粋

○階委員 それから、訟務局というのが最近法務省に置かれましたよね。所信の中で、訟務機能の充実ということについても触れられていました。その中で、「法的紛争を未然に防止するための予防司法機能の充実」ということも書かれております。

ところで、昨今話題となっている森友学園の問題、あれは同僚議員も予算委員会でも毎日のように追及していますので、大臣も仄聞しているかと思えます。あれは、なぜ簡便な手続で八億円のデイスカウトをしたかということをお私どもも追及しているんですが、その中で、財務省側の答弁は、急がないと三月の期限に合わなくなると訴えられるリスクがある、損害賠償を求められるリスクがあるから急ぐためにやったんだということ、急ぐために簡便な手続であらう八億円のデイスカウトをやったんだという話をされるんです。

訟務機能の充実という中で、法的紛争を未然に防止するのであれば、そのようなやり方、これは当然訟務局に相談があつてしかるべきだと思ふんですけれども、これは大臣の方に、お耳に届いてますか。いかがですか。

○金田国務大臣 私の所信の内容に関連をして、訟務局の事務にかかわるものとして、ただいま、またアドバイスをいただいております。非常に貴重なアドバイスを数々いただいております。ありがとうございます。個別の案件についてのコメントは差し控えていただきたいと思います。

○階委員 では、一般論としてお聞きしますけれども、例えば、原局、それぞれの担当部局で、これは訴訟リスクがある案件だというふうにして、その当該部局が判断したという場合に、訟務局に事前に相談される仕組みにはなっているんですか。

当然なっているものだろうなというふうには推測するんですが、その点、いかがなんでしょうか。基本的なことなので、大臣、お答えください。

○金田国務大臣 訟務局におきましては、我が国の行政の法の適合性、これをより高めていく、そしてまた、法の支配が貫徹された国家として我が国の国際社会における地位をより高めていく、そういうためにも予防司法の強化というのに取り組んでおるわけでありまして。

その一環として、各府省庁から寄せられます行政施策に關します照会事案に対しては、具体的な法的な紛争が生じる前であっても、これまでの訴訟対応等によって得た知見を提供するといったような形で、法的問題について助言をしたりしているところでもあります。

○階委員 幾ら専門的な知見が法務省にあったとしても、相談がなされなければそれを發揮することができないわけですね。相談がなされる体制になつていくのかどうか。

もともと問題が生じた部局でこれは訴訟リスクのある案件だというふうには判断したときに、相談を受ける体制になつていくのか、相談が来る仕組みになつていくのかどうか、これをお答えください。

○金田国務大臣 訟務局の相談体制として、関係省庁ごとに窓口を設置いたしております。そして、関係省庁において必要に応じて相談がなされて、法的問題について、その必要に応じて回答をするというやり方をとっているというふうには承知しております。

○階委員 これも一般論としてお尋ねしますけれども、私の、この法務省が作成した予算関係の資料でも、「国が訴えられる「防ぐ法律相談」ということで、「活用三百三十件」という新聞記事のコピーがここに載っていますね。それで相談を受けると思っていますよ、いろいろと。

訴訟リスクがある場合に、私も一応弁護士なので、まず最初に申し上げるのは、相手との交渉経緯というものはちゃんと記録にとっておきましょう

うということはいの一番で申し上げます。皆さん法務省も、相談を受けたらそういうことをまず言われますよね、当然のこととして。一般論ですけれども、どうでしょうか。

○金田国務大臣 事業に依りまして、記録も含めて適切に処理をしている、このように承知しております。

○階委員 訴訟リスクがあるのに、その相手方との交渉記録などをすぐ廃棄するということは、法務省がもし相談を受けたらあり得ないですよ。相談を受けて、これは廃棄していいですよ、そんなことはあり得ないと思うんですよ。

そもそも、ここで個別具体的な話になりますけれども、こうした森友学園のような問題について、法務省は質問を、相談を受けているのかどうかということはお答えいただけますか。

○金田国務大臣 個別案件につきましては、相談の有無も含めまして差し控えていただきたいと思います。

○階委員 訴訟リスクを低減しているというふうには言えますけれども、具体的にどのような活動をしているのかというのには全くわかりません。

私が一般論で今申し上げましたけれども、相談はどのような場合になされるのか、そして、相談を受けた場合に一般的にどのような指導をされるのか、このことについて後で文書で提出していただかせようか、大臣。

○鈴木委員長 後刻理事会で協議します。

令和2年(ワ)第2625号 損害賠償請求事件

原告 赤木雅子

被告 国ほか1名

準備書面1

令和3年12月15日

大阪地方裁判所第8民事第部合議2係 御中

被告佐川宣寿代理人

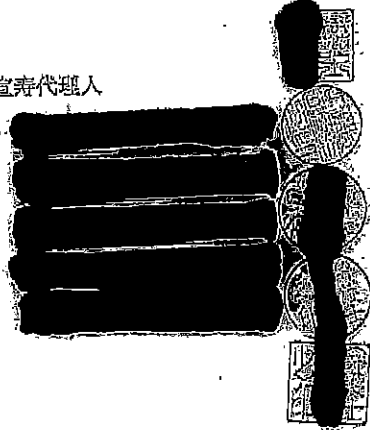
弁護士

同

同

同

同



1 公権力の行使に当たる国の公務員がその職務を行うにつき故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えた場合には、国がその被害者に対して賠償の責めに任じ、公務員個人はその賠償責任を負わないというのが最高裁判所の確立した判例である(最高裁判所昭和30年4月19日第三小法廷判決・民集9巻5号534号、最高裁判所昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁等)。特に、上記昭和53年判決は、公務員個人が被害者に対して直接責任を負うか否かという点について下級審の中に折衷説(故意又は重過失がある場合に限りて直接個人責任を負うとする見解)をとるものがあった中で、最高裁が重ねて否定説をとることを明らかにした点に意義があることを指摘しておく(最高裁判所判例解説・民事篇昭和53年度470頁/篠田省二調査官解説参照)。

2 被告佐川との関係において、原告は、今般提出された原告準備書面(3)においても独自の主張を展開するのみである。答弁書でも述べたとおり、**国家賠償法1条1項の適用がある以上、公務員個人が責任を負うことはないというのが確立した判例であり、本件において被告佐川が対外的個人責任(民法709条)を負うとの主張はそれ自体失当である。**また、被告佐川の退職後の事情に基づく原告の主張についても答弁書で指摘したとおりである。
3 以上のとおり、被告佐川に対する原告の請求に何ら理由がないことはもとより明白である。**裁判所に至かれば、直ちに被告佐川との関係で審理を終結し、その上で、一刻も早く被告佐川に対する請求を棄却すべきである。**

以上

出典：赤木さん損害賠償請求事件「準備書面1」より抜粋